

## 第3回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議

- 1 日時  
令和6年10月31日（木） 午後2時00分 開会  
午後4時03分 閉会
- 2 会議開催の場所  
オンライン
- 3 出席者  
櫻井康博委員、長江清和委員、名越斉子委員、高木学委員、木立美紀委員、岩田泉委員、関根光男委員、鈴木美幸委員、田沼良宣委員、新井由美子委員、小佐野雅子委員、新井孝太郎委員
- 4 欠席者  
西野博委員、曾根康乃委員
- 5 発言の趣旨及び発言者

### 開 会

（特別支援教育課）

皆様こんにちは。本日は御多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより『第3回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議』を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます。特別支援教育課の金風でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。

委員の皆様におかれましては、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

また、記録のため、録音をさせていただきますことを御了承ください。

なお、本日は県教育局から、県立学校部副部長兼市町村支援部副部長、市町村支援部副部長をはじめ、次の課所の職員がミーティングルームに入室しております。義務教育指導課、高校教育指導課、小中学校人事課、県立学校人事課、各教育事務所、及び特別支援教育課長以下事務局職員でございます。

続きまして、県立学校部副部長兼市町村支援部副部長 塩崎が御挨拶を申し上げます。

県立学校部副部長 兼市町村支援部副部長 挨拶

(特別支援教育課)

それでは初めに、県立学校部副部長兼市町村支援部副部長塩崎が御挨拶を申し上げます。

(県立学校部副部長兼市町村支援部副部長 塩崎)

皆様こんにちは。県立学校部の塩崎でございます。

本日は第3回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議に御参加いただきまして誠にありがとうございます。第1回の会議から始まって、本日まで皆様からたくさんの貴重な御意見をいただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

また、櫻井座長さんには大変お忙しい中、中間報告（座長試案）、中間報告（案）とお手数をおかけして丁寧な御確認、取りまとめをいただきましたことを厚く感謝申し上げます。

これまでいただいた御意見につきましては事務局から報告を受けておりますが、具体的かつ現実的な御提案、あるいは将来を見据えた意欲的かつ重要な視点を踏まえた御意見等もいただいていると聞いております。

本日の会議では、これらの意見を踏まえた中間報告につきまして、最終の確認をいただきたいということが1つ。

それからもう1つは、この中間報告（案）を起点として、最終報告の作成に向けた御意見をいただきたいと考えてございます。

中間報告につきましては、来月11月に座長から教育委員会事務局の方に御報告をいただく予定と伺ってございます。

実は県教育委員会では現在、来年度から始まる特別支援教育の推進計画を策定しているところでございますので、いただいた中間報告を十分に参考にしながら、この次期計画の策定を進めて参りたいと思っております。

また、最終報告につきましては、今後の埼玉県の特例支援教育を推進するための中長期的な視点として、こちらも参考にさせていただきたいと考えております。

そういった意味で、本日の会議はこの有識者会議の中で節目になるような大事な会議となります。

時間も2時間と少し長めにとっておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただいて、充実した会議となるようお願いをしたいと思います。

それでは本日もどうぞよろしくお願いいたします。

#### 委員出席状況確認

(特別支援教育課)

それではこれより議事に移る場面ではございますが、本日の委員の出席状況について確認をいたします。

西野委員それから曾根委員が御欠席という御連絡いただいております。

また、岩田委員につきましては、御公務のため途中から参加いただく予定となっております。

なお、本日御出席の新井孝太郎委員におかれましては、第1回の会議は御都合により御欠席でした。

初めてお会いする方もいらっしゃるかと思いますので、新井孝太郎委員から一言御所属とお名前により、自己紹介を頂戴いたしたいと思います。新井委員よろしくお願いいたします。

(新井孝太郎委員)

御参加いただいている皆様、私、埼玉県PTA連合会から参加させていただいております新井孝太郎と申します。

第1回目は出席できず、大変申し訳ありませんでした。

その後第2回、今回の第3回と皆様と意見を交わしながら、より良い審議にさせていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

ありがとうございます。

本日御参加の委員は、途中からの参加を含め、12名ということで伺っております。

では、ここからは設置要綱第6条に基づき、座長櫻井様に議長をお願いしたいと思います。

## 議 事

(櫻井康博座長)

皆様こんにちは。櫻井と申します。

先ほども御挨拶の中にありましたけども、なかなか重い内容の会議で大変恐縮ですけども、この後2時間よろしくお願ひしたいと思います。

最初に御礼を申し上げます。

第2回の書面会議において、私の方で提示させていただきました中間報告(座長試案)につきまして、皆様に御確認いただき、なおかついろいろな御意見をいただきました。本当に感謝しております。ありがとうございました。

これを受けまして本日の議事として大きく2つ用意をさせていただきました。

1つは先ほどお話ししました中間報告(案)について、皆様で確認をさせていただきたいと思います。

もう1つは、中間報告を受けまして、今度は最終報告を作ることになります。来年の3月には最終報告を提示しなくてはならないというタイムスケジュールになっておりますので、中間報告にあまりとらわれずに、より充実した最終報告を作成するといった視点でお話をいただくとありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では最初に中間報告についてお話をしたいと思います。

第1回の会議では新井孝太郎委員は御欠席でしたが、1つの目安としまして11月の終わりまでには、中間報告の最終的なものをまとめたいと考えております。

今日は10月31日で、明日はもう11月という時期でもありますので、今日ここで確認をさせていただき、まとめていきたいと思っております。

そして先ほどお話ししましたように、3月に正式なものとして最終報告を作る必要があります。それまでの間には最終報告(案)の確認ということで、また1月の下旬に皆様でお会いすることが出来ますけれども、それが最後になってしまいます。

今日は最終報告に向けての御意見をいただくということで、貴重な場であると思っておりますので、御協力をお願いします。

では、中間報告(案)の内容についてお話をしたいと思います。

書面で開催しました第2回の会議におきまして、中間報告(座長試案)の確認をいただきまして、皆様からいただいた意見を参

考に必要な箇所を修正して案を作成しました。

その際は座長への御一任をいただきましたので、なかなか皆様の意見を反映することができない部分もありましたけれども、精一杯やらせていただいたつもりであります。

後程事務局から報告するように手配しております。

中間報告（座長試案）の方向性に対する大きな変更を求める御意見はなかったと思います。

一部分かりづらいのではないかと、またはここはどうだろうかと、そういう視点での御意見が多かったように思いますので、可能な範囲で修正させていただきました。

それから今日の後半のところになりますけども、先ほどからお話しております最終報告に向けた意見収集を行わせていただきます。本日中間報告の内容が確定しましたら、次は最終報告に向けて、皆各委員の皆様からの御意見をいただきたいと思っております。

中間報告を御覧いただいた上で、それぞれの細かい項目については内容の追加ももちろん可能ですし、全体を見ていただきまして最終報告（案）としてどうなんだろうかという観点での御意見も、もちろんありがたいと思っております。

実は私自身、本日この会議を迎えるに当たりまして、もう一度中間報告（案）を読み直してみましたけども、いくつか気になることも出てきました。

後半の部分で私の意見も言わせていただこうかと思っております。

少しでも埼玉県の子供たちが幸せになるために、子供たちの笑顔、そして常に携わっている先生方のやりがい、そして先生の思っただけではなく、それが形として達成できるような特別支援教育が展開できるとありがたいと思っております。

ぜひ御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では最初の議案ということで、中間報告（案）について議論をしていきたいと思っております。

今回提出させていただきました中間報告（案）を作成するにあたっては、皆様に御協力いただきました第2回書面会議の結果をもとにしております。

そこで、まずは第2回書面会議での内容や、委員の皆様から出された意見について、事務局の方から報告をしていただくことにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（特別支援教育課）

インクルーシブ教育推進担当の藤原でございます。

まず、第2回会議の結果について御報告をいたします。

第2回会議は9月26日木曜日から10月3日木曜日の期間、書面にて開催をいたしました。

委員14名全員の出席でございました。

第2回の議事は2つございまして、1つ目は中間報告（座長試案）に対する修正の有無について。また、修正ありの場合は、修正意見をいただくこと。

2つ目は中間報告（案）作成にあたっての座長一任について御意見をいただきました。

その結果、中間報告（座長試案）への修正意見が4名の委員から提出されました。

また、中間報告（案）作成にあたっての座長一任につきましては、全会一致で承認されました。

会議結果の報告につきましては以上でございます。

（櫻井康博座長）

ありがとうございます。

では次にいただいた修正意見の概要についてお願いします。

（特別支援教育課）

はい。では資料を共有しながら進めさせていただきます。

該当箇所につきましては、中間報告（座長試案）のページとは多少異なりますが、本日配付しております中間報告（案）における該当箇所を参考に画面共有しながら説明させていただきます。

まず3ページでございます。

こちらは、多様な学びの場における連続性の中にある内容について、新たな項目が必要ではないかという御意見をいただきました。

続いて6ページでございます。

提言の内容に入って参りますが、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するために、関係機関との連携が必須であるとの御意見がございました。

また、ICFにつきまして、国際生活機能分類でございますけれども、医学モデルと社会モデルを統合した統合モデルであるという御意見、さらにICFについて注釈をつけるべきという御意見がございました。

続いて7ページでございます。

こちらは特別支援教室構想について注釈をつけるべきとの御意見がございました。

同じく、通常の学級を軸として、多様な学びの場の有効な活用の箇所では、通常の学級が障害の有無にかかわらず、すべての多様性を包摂するものであるような内容を盛り込む必要があるとの御意見がございました。

続いて10ページでございます。

支援籍学習についてでございます。

支援籍学習については20年経過であること。また、全員支援籍学習を行うことを原則にすると、形式的な取り組みにとどまり、深まらないのではないかという御意見。個々の児童生徒のニーズに合った形で支援籍学習を、システムも含めて検討するべきとの御意見がございました。

続いてこちら11ページでございます。

施設のバリアフリー化について、提言として記載が必要かという御意見をいただきました。

続いて12ページから13ページにかけての箇所でございますけれども、こちらにございます学びの場の見直しの例示の方法が、見直しの際のプロセスの典型としてとらえられ、誤解を生むのではないかとの御意見がございました。

続いて13ページ、教育実習期間中に特別支援教育の経験を積ませるような配慮に対しましては、小中学校等の教諭として力をつけるための実習であることを念頭に置く必要がある、との御意見がございました。

続いて13ページから14ページにかけてでございます。

現職教員の専門性確保に関しましては、現場での子供の困り感を見極めたり、社会資源との連携などのノウハウや新規採用者の適性を見極める期間などが必要ではないかとの御意見がございました。

続いて最後のページでございます。

教頭職の必須事項として、特別支援学校教諭免許状取得を検討することについて、必須事項としてしまってよいのかという御意見等がございました。

概要については以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

事務局から報告ありましたとおり、貴重な意見をいただきました。

いただいた意見につきましては、事務局と1つ1つ確認をさせていただきました。

誤字脱字や文字の修正につきましては、原則いただいた内容そのまま反映させていただきました。

また、注釈が必要という御意見については注釈をつけることで対応いたしました。

具体的に文言や文章を修正する御意見もございました。

これにつきましても私なりに吟味をさせていただき、なるべく反映させていただきました。

また、記述する場所を一部動かした箇所は、文章の繋がりなどがわかりやすくなるよう配慮等もさせていただきました。

先ほど事務局からの説明にはありませんでしたけれども、今回三部構成にしておりますけれども、柱立てをもう1つぐらいふやしたほうがわかりやすいのではないかという御意見もいただきました。

少々迷いましたが、中教審答申や通知など、国の流れをなるべく踏襲した方がいいのではないかということで、3つの柱に少し関連したものを加え、記載させていただくような形で対応させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

この後、内容に関して私の考えということで、委員の皆様にも御理解いただきたいと思います。御説明にお時間をいただこうと思っております。

ページで言いますと、6ページのところです。

先ほどICFというキーワードが出てきましたけれども、ICFいわゆる国際生活機能分類に関して注釈をつけさせていただきました。

また、ICFの社会モデルについての御意見をいただきました。

ICFというのは医学モデルと社会モデルを統合した統合モデルとしての説明があることは承知しております。

ただですね、文部科学省が社会モデルというキーワードをよく使っております。

例えば、特別支援学校教育要領・学習指導要領の解説の中の自立活動編には、ICFが大切にしている障害の捉え方として社会モデルが紹介されております。

そのため、統合モデルということは前提と置きながらも、この場では社会モデルとして表現をさせていただこうかなということを書かせていただきました。

また同じ6ページの自立活動について、児童生徒の強みを生かした指導を展開してもらいたいという思いを込めて、私の方で一部加筆をしました。

特別支援教育というのは、今までも児童生徒の弱い部分について改善し、自立につなげようという視点で教育実践を推進して参りました。これはとても子供たちにとっても効果があったと思います。

しかし、世の中全体がD&I時代なんていうふうに今言われておりますが、D、ダイバーシティ、多様性を認め合うということでしょうか。そしてI、インクルージョン、包括というのでしょうか。お互いを認め合いながらともに生きていこうという時代になってきています。

違いがあるということが、今までのように支え合うという視点から、違いがあることがある意味では強みなのではないかととらえ方で、政府、そして企業も動き出したように思います。

我々の子供たち、一人一人の子供たちを考えたときに、強い部分を我々がしっかりと伸ばしていただろうか。それ以前に、子供自身が僕はこういう強い面があると言える子供になっていただろうか。自覚していただろうか。そういう視点での特別支援教育は今までしてこなかったかと、少し私の中で反省があります。

今後、特別支援教育は自立ということが大きな目的になりますので、やはり自立に向けて、子供たちの良いところ、強い面を見出し育てることを特別支援教育の視点の中に入れていくということ、今後も大事にしていきたいなという思いがあって入れさせていただきました。

また、10ページを御覧ください。

特別支援学校に通学している児童生徒についての支援籍学習のことについてです。

個々に応じて様々な方法を見つけ原則として全員支援籍学習を行う方向で検討したいと私は強い思いがありまして、中間報告に書かせていただきました。

現在の支援籍学習の取り組みのハードルを低くして、インクルーシブ教育や共生社会に繋がる、地域に根差した取り組みに発展させることはできないのかという私の考えがあります。

最近、災害が我々の生活に身近になって参りました。

御存じのように、埼玉県では避難所が地域の小中学校を指定しているケースがとても多くありました。

日頃から支援籍学習等を通して、特別支援学校の子供たちのことを地域の小中学校の子供たちがよく知っている、または交流したり、一緒に学んだり、そういったことを積み上げていくことによって、いざ被災されたときに避難所においても、共に助け合え、共に支え合えるような子供たち同士の関係を作るということも、我々にとっては大事なことはないかと思えます。

教育効果や教育システム、時間的な制約など色々なハードルが確かにあるとは思いますが、やはりどの子供にとっても地域の小中学校との繋がりは重要です。避難のときだけではなく、将来自立しているとき、学校生活終わった後についても有効な手だてになるのではないかということで、今回入れさせていただきました。

確かに、なかなか物理的に難しく、形式的な実施に留まる危惧もあるのではないかという御意見もいただきました。

20年続いてきたわけですが、これを見直して、これからの時代に合った、よりよいあり方を検討する時期に来ているのではないかと思います、原則ではありますが、全員の実施というキーワードを入れさせていただきました。

それから13ページを御覧ください。

教職員の育成に関して、教育実習への言及の箇所、免許状保有よりもOJTの観点、新規採用者の見極めの観点、そして教頭職の必須事項として特別支援学校の免許状保有について御意見をいただきました。

教育実習については、今現在やっている実習でも精一杯のため、特別支援を入れることの価値はあっても、結果的には教育実習に取り組んでいる学生にとって負担が大きくなるのではないかというような御心配があるということも伺いました。

できるだけそういう影響が出ないような表現に変えたつもりしております。

また、OJTや新規採用者の見極めの観点については、採用後のフォローアップなどに含めることができると思い、表現を入れさせていただきました。

特別支援学校教諭免許状の保有を教頭の必須事項にするということは、唐突な表現で申し訳ございませんでしたが、必須事項という表現は使用せずに、管理職の資質向上策として研修の充実も含めて幅広くという表現といたしました。

私からのコメントとしては以上です。

ここで、今日の会議を迎えるにあたって、事務局と話をしている中で、すでに教育委員さんにも有識者会議の内容を御説明されたと同っております。その際に使われた概要版があるということで今回皆様の方にも追加資料として送らせていただきました。

これについて事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(特別支援教育課)

それでは画面を共有いたします。

中間報告(案)のうち提言についての概要をこちらで説明させていただきます。

提言は大きく3つの柱から成っております。

順番に説明をします。

(1) 連続性のある多様な学びの場の充実についてです。

内容については、大きく分けると、アからオまでの5つの項目に分類をしております。

案につきまして、アの多様な学びの場における指導の充実等に関することでは、通常の学級等におけるわかりやすい授業の推進や、児童生徒の弱みではなく強みを生かした指導の工夫などの提言により構成されております。

続きまして、イの小中高等学校の校内支援体制の充実では、学校全体で支援するための校内委員会の機能についての提言。

ウ、エにつきましては、特別支援教育コーディネーターの増員や処遇について、オの支援籍学習交流及び共同学習においては、支援籍学習のさらなる深化や、高校内分校における高校との一体的な学校運営を行いながら進める交流及び共同学習の研究についての提言となっております。

続きまして(2) 早期からの一貫した支援の充実についてでございます。

こちらは3つの項目に分類しまして、それぞれ従来ある仕組みのさらなる充実の観点からの提言となっておりますが、こちらの中には、入学後の支援や、学びの場を見直すための枠組みづくりについての提言がございます。

最後の柱でございます。

(3) 特別支援教育を担う教職員の育成等について、アでは、研修等の充実による専門性向上の提言。

イは、特別支援教育の経験を増やすための提言、最後ウとして、管理職に求められる役割等として、管理職の特別支援教育に関する専門性を向上させるための取組についての提言で構成をされております。

概要の説明については以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。中間報告(案)を大まかに確認することができたと思います。

それでは、ここから中間報告(案)に対する御意見を求めたいと思います。

まず、本日途中から御出席されるという方が事務局宛に事前に文書を送っていただいたことですので、これを紹介させていただきます。

(特別支援教育課)

本日御出席の岩田委員ですが、途中出席ということですが、今すでに入室されております。

事前に御確認させていただいたとおり、いただいた御意見を私が読み上げさせていただくということによろしいでしょうか。

(岩田泉委員)

遅参しまして大変申し訳ございませんでした。

今おっしゃっていただいたとおり、よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

では私の方で読み上げさせていただきます。

中間報告(案)を拝見し、内容や表記について意見を出させていただきました。

細かな点としては表記上の文言を整えていただくことや、特別支援教室構想やICFなど、一般的にはあまりなじみのない言葉に注釈を入れるなどの意見を出させていただいたところ、対応していただき大変理解しやすくなりました。

また内容の面では、何点か出させていただいた意見について修正の対応をしていただいたことで大変伝わりやすくなったと感じたところです。

中でも16ページの管理職に求められる役割等の3つ目の丸にある教頭職の必須事項として、特別支援学校教諭免許状取得もしくは特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室での教職経験を求めるなどの検討が必要であるとあったところについては、栄養教諭や養護教諭、事務職も教頭職となりうる可能性がありますし、教頭職の選考試験の倍率は年々下がっており、管理職候補の発掘に苦労している現実があることから、ここまで求めるのはハードルが高いのではないかと考えたところでした。

しかしながら、管理職が特別支援教育に関する見識を深め、研修などで力をつけていくことは、学校経営、学校運営上大変意義のあることだと考えておりますので、今回の修正案として、教員はもとより、教頭等の管理職も特別支援教育に関する専門性の向

上を図ることが重要であると示していただき、特別支援教育の教職経験等を積極的に求めたりするとしていただいたことでよいと考えます。

以上でございます。

(櫻井康博座長)

わかりましたありがとうございます。

岩田委員ありがとうございました。

(岩田泉委員)

こちらこそ、途中からの参加でしたが、座長さんから御説明いただいたとのことで、私の思いというか、疑問は全部解消されました。

本当にありがとうございました。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

では他の委員の皆様にかがわせていただきたいと思います。

ぜひこの中間報告(案)について御意見等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

今日はオンラインですので、リアクションボタンによって、意思表示をしていただければありがたいと思います。

いかがでしょうか。

(挙手がないことを座長が確認)

それでは、まだリアクションボタンが押されていない中、急で申し訳ありませんが、PTA 連合会の新井孝太郎委員。

第1回目は御都合が悪くて御参加できなかったようですが、第1回目のときに各委員さんからとても熱い御意見をたくさんいただき、それを私なりにまとめさせていただいて、今ここまできております。

中間報告(案)を御覧になっての感想や御意見を少しいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(新井孝太郎委員)

櫻井座長御指名ありがとうございます。

第1回会議に参加できず、申し訳ありませんでした。

その後の第2回、今回の第3回ということで、中間報告（座長試案）など見え消し版含めて参考にさせていただきました。

言葉なども皆様の意見、委員の皆様の意見が反映されており、大分御苦勞なさって丁寧な言葉遣いとか文言の扱いとか、わかりやすい表記に変えていただいていると感じております。

実は私の弟は障害者でありまして、随分前ですけれども特別支援学校に通っておりました。私自身も現在は町の教育委員も兼務しておりますので、そういった面からも今後ぜひ、この試案をいろいろ確認させていただく皆様と、よりよいこれからの子供たちの多様性を伸ばしていけるような、良い報告書にまとめていけるように、微力ながら皆様と意見交換させていただければと思っております。ありがとうございます。

（櫻井康博座長）

ありがとうございます。

突然の御指名で申し訳ありませんでしたが、ありがたいお言葉をいただきました。

他の委員の皆様いかがでしょうか。

中間報告（案）について御意見お持ちの方。

（挙手がないことを座長が確認）

リアクションがなかったということで受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。頷いていただいている方が多くてありがたいです。

なかなかオンラインで進めるのは難しく、頷いていただけると本当にほっとしますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、本案から（案）を取らせていただき、中間報告書とさせていただきたいと思えます。

皆様どうもありがとうございました。

さて、ここまでお話を進めてきましたが、心配なのはこの後の手続きになります。

事務局の方でどうお考えになっているのか教えていただけますか。

（特別支援教育課）

それでは、今後の見通しにつきまして御説明をさせていただきます。

今後、会を総理する座長から教育委員会事務局宛てに中間報告をいただくこととなります。  
時期としましては、第1回に御案内しましたとおり、11月下旬で進められるよう、手配をして参りたいと考えております。  
なお、その方法につきましては、現在事務局で検討を進めているところでございます。  
こちらにつきましては、明確になりましたら皆様にお知らせをしたいと思っております。  
以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

中間報告について、委員の皆様から御了承いただきましたが、今後もう一度読ませていただく中で、誤字とか表現の仕方で修正した方がよい部分に気づいた場合には、申し訳ありませんが、中間報告について私と事務局の方で作業させていただくということで、内容面についてはこの範囲で進めさせていただきたいと思っております。

そのような形で一任いただくことでよろしいでしょうか。

(挙手がないことを座長が確認)

はい、ありがとうございます。

御意見のある方は、リアクションいただければ御発言いただこうと思っておりますが、よろしいですか。

(挙手がないことを座長が確認)

ありがとうございます。

ではこのように進めさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

では次の議事に移りたいと思っております。

中間報告書ということで、先ほど皆様に認めていただきました。

先ほども少しお話ししましたが、これを年度末3月までに最終報告という形でまとめることになっておりますので、それぞれの内容をさらに深めたものにしていきたいと思っております。

先ほど岩田委員や新井孝太郎委員からもお話いただきましたけれども、いろいろな御意見を御発言いただいている委員の皆様に集まっていたいたということがありますので、少しでも実効性のあるものにしていきたいと思っております。

そのため、今日この後の時間、皆様の御意見をいただきたいというふうに思っております。

第1回の会議の際、委員の皆様からたくさんの御意見をいただきました。時間の制約もありましたので、うまく話せなかったり、話し足りなかったりした方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回もぜひ、皆様から御意見をいただきたいと思いますので、場合によっては私から指名をさせていただくということもあるかもしれませんが、御協力いただきたいと思います。

中間報告書を改めて見ますと、提言の大きな項立てとしては、6ページの1番、連続性のある多様な学びの場の充実。

そして2番として、早期からの一貫した支援の充実。これが11ページあたりからになります。

そして、特別支援教育を担う教職員の育成、これを3番として13ページというふうになります。

なお、先ほど岩田委員からいただいた意見の中には16ページという表現がありました。中間報告（座長試案）を中間報告（案）としてまとめたところ、ページ数が少しずれております。岩田委員から御指摘いただいた箇所は、中間報告（案）では15ページに記載があります。大変失礼いたしました。

このような形で、3つの大きな柱になっておりますので、この後御発言いただくときに、1番についてなんですけどとか、または1、2、3を共通してなんですけど、というようにお話しいただきますと、皆様も御理解いただきやすいと思いますので御協力お願いしたいと思います。

今回、改めて私も読み直して、全体的な見方をしたときに、2つ気になったことがあります。皆様から御意見をいただくために、まずは私から2つ、考えていることをお伝えしたいと思います。

1番の連続性のある多様な学びの場の充実、そして2番の早期からの一貫した支援の充実、この2点について重ねてお話をしたいと思います。

皆様からたくさん御意見をいただき、とても連続性のある多様な学びの場について、今後充実することが期待できるというような文章が大分多かったように思いますし、楽しみだと思えました。

ただ、連続性のある多様な学びの場をたくさん用意しても、たくさん種類を用意しても、それをうまく活用できなければ、絵に描いた餅になってしまうわけです。

御存じでしょうか、国連が障害者権利条約というものを作るにあたって、障害者自身が自分の意見で、障害者のことなので、意見もどんどんください、一緒に考えていきましょうと。それが今グローバルな基準になりつつあります。

また昨年、我が国もこども基本法という法律ができたのを御存じかもしれませんが、子供たちが自分たちのことについて、自分の意見を持つようにして、それをぶつけながらよりよい学びの場を作っていく、生活の場を作っていくのが大事だという方向に移っております。

私自身はある市の教育委員会で教育長職務代理という立場で仕事をさせていただいておりますが、そこではこども基本法を受け

て、7つの中学の多くで制服の見直しを自主的に行っています。そこでは、子供たちが意見をぶつけて、このままでいくのか、変更するのかについて、今検討しております。

また2学期終業式の午後には、7つの中学の生徒会の役員全員が集まり、教育委員会に対して、市の教育について私たちはこう考えているといったことを意見表明する場もあります。

私自身はその場に行きますと、自分の意識の弱さというのでしょうか。見えないものがいっぱいあるんだなというのを感じながら、将来を託す子供たちの成長をとてもうれしく思ったりしております。

また、もしかしたら御存じかもしれませんが、埼玉県内の特別支援学校では、学校評議員会に生徒会長さんも参加いただいて意見を言ってくれるといった場面も私も経験しております。

このような形で子供が自分が受ける特別支援教育について可能な範囲で意見や希望を表明し、我々教員が支えていくようなシステムが必要ではないだろうか。

今まで特別支援教育は我々教員、周りにいる人間が「この子にとってこういうことが必要だよ、だからしてあげよう」というように、我々大人の視点で、教育活動が進められてきたように思えます。

もちろんそれに伴って成長していく子供たちもたくさんおりますが、時代は変わってきていますので、この辺も視点を考えた方がいいのかなと思います。

そうしたときに、今度は2番の早期からの一貫した支援の充実というところをまた改めて言いますと、今まで就学については丁寧に積み重ねをしてきました。または出口について、キャリア教育や進路指導という点も大事にしてきたように思いますが、学校教育が始まってから卒業までの間、子供たちに寄り添っていけるようなシステムができていたかどうか。学級担任は毎年のように変わっていきますので、なかなか継続性が難しいのが現実です。

今の学校のシステムで言うと、特別支援教育コーディネーターが唯一かなと思ったりもしますが、今まで皆様から御意見いただきましたけれども、コーディネーターの人选の問題ですとか、校内における位置付けですとか、または仕事量ですとか、いろいろ考えるべきことがあります。

そう考えると、今すぐにといいのかどうか微妙なところですが、そういったシステムというものを作ってあげないと、せっかくある連続性のある多様な学びの場を、子供の幸せのためには生かせないのではないだろうか、この辺りのことが少し気になりました。

この辺りについても、もし委員の皆様で御意見があれば、またお話をいただきたいと思えます。

それからもう1つ、最後のページです。

先ほど学校のあり方ということで、教職員の専門性の問題などのお話が出ました。

今まで特別支援教育というのは、どうしても障害のあるAさんのために、または特別な支援が必要なBさんのためにという形で

実施されておりました。Aさんの幸せのために、Bさんの教育の質が高まるようにということで、個別の指導計画もそうですけれども、子供たち一人一人に焦点を当ててきてそれなりに成果を上げてきました。しかし、現在の学校教育、学校現場を見てみると、学校でつまずいてしまう子が結構たくさんいらっしゃる時代になってきたように思います。

結果的に不登校が増えてしまったり、学力がうまく伸びなかったり、その背景にはもちろん社会的な環境ですとか、いろいろな要素があるとは思いますが、せっかく特別支援教育はここまで1人の子供に対してこういうふうなアプローチ、こういうふうな支援をすると子供が伸びるんだよってということ、または子供が笑顔になるんだよってということ、積み重ねてきたものがありますので、これをぜひ小学校中学校のあたり前、つまりは文化として、特定の子に対する提供ではなく、すべての子供たちに対する提供ができるようなシステム化というのも必要ではないか、そういう時期に来ているのではないかというように、私は考えております。

実は、先ほど岩田委員が御指摘いただいた最後の文章は、私が強引に事務局にお願いして入れさせていただいたという経緯もあるのですが、教育長であります岩田委員からも賛同いただきましたので、とても心強く思いましたが、この辺りについてもおそらく各委員さんから御意見あるかと思しますので、また議論できたらありがたいと思っております。

以上2点、私なりに感じたものをお話しましたが、これは私が考えたことでありますので、今私が話したことについて皆様からの意見を求めたいということではなく、各委員さんそれぞれの立場でお考えになられることをぜひ、御意見いただきたいと思っております。

この後、1時間はないかもしれませんが、皆様の御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では最初どなたかいかがでしょうか。1人目というのはなかなか難しいと思っておりますが、ぜひリアクションボタンで合図をしていただきますとありがたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

(挙手を座長が確認)

ありがとうございます。

高木委員からリアクションいただきました。

よろしくお願いたします。

(高木学委員)

はい。今、櫻井委員が最後におっしゃった障害のないお子さん方にも今までの特別支援学校のノウハウを取り入れるべきという話は、私も全く同感でございます。今、通常の学級で特に発達障害のないお子さんでも、集団生活になかなか順応できない、そして不登校になるとか、そういったお子さんが結構数少なくなっていくらっしゃる。

ですから、今、特別支援学校でやっているような個々のお子さんの特性を介して一人一人の教育方針を立てるということを、通常の学級にも取り入れることによって、よりインクルーシブ教育がしやすくなっていく。ある程度の障害のあるお子さんも通常の学級に入りやすくなって行く。それは私も同じ意見を持っております。

それと別件で、今後の最終報告に向けて1つ私から気になったのが、1番の中の特別支援学校センター的機能の充実の件です。

これから小中高等学校にも障害のあるお子さんがどんどん増えていく。そうすると小中高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生方の充実も必要であるし、その補助として特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの先生方のセンター的機能による支援が求められますが、果たして今、特別支援学校の生徒さんの数が増えているなかで、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの先生がどこまで通常の学級に対して補助できるか。そこは私も不安を持っているところであります。

もちろん特別支援学校のセンター機能は十分発揮していただきたいのですが、各市町村の教育委員会にも、コーディネーター的経験のある方を配置していただいて、教育委員会からもある程度通常の学級のある学校へのサポートが必要でないか、そういったことを最終報告の中に、入れていただけたらというのが私の意見でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

まずは賛同いただいたことでほっとしましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手を座長が確認)

長江委員お願いいたします。

(長江清和副座長)

国立特別支援教育総合研究所の長江でございます。

副座長の任をいただいているので、いの一に手を上げなければいけないなと思いながらも、遅れてしまいました。

よろしくお願いいたします。

先ほど承認になった中間報告書の文面には異論はないところではありますが、先ほど座長の櫻井先生がお話になったところの関連でもありますが、連続性のある多様な学びの場の充実というところは本当に大事で、通常の学級で学んでいる子供たち、そして通常の学級で奮闘している先生方をどのように支えていくかというところで、この多様な学びの場というところを充実させていくことは大事だと思います。

しかし、私が今の立場で情報収集していく中で少々懸念されることがありまして、いろいろな自治体で多様な場が検討されそして実施されております。

それは決して否定されるべきものではないのですが、どうも学校現場、特に小中学校の特別支援学級や通級指導教室を担当する先生方からの声で、いわゆるその多様な学びの場を充実させればさせるほど、どんどん通常の学級から特別支援教育側に、丸投げされてしまうようなことが起きています。

もっと通常の学級の中で支援や指導ができるものは、もっとあるのではないかという声が結構聞こえてきます。

例えばこれは特別支援教育、いわゆる障害のある子供たちに限らず、不登校など障害に限らない多様な学びの場というところも当然ながらリンクしていきます。

通常の学級で包み込めるところの度量がどんどん狭くなって、そして通常の学級以外の多様な学びの場に預けられてしまうということにならないように、最終報告書にはそのスタンスを文章として表現していくことが、私は大事であると思っております。

私なりの代案というか、素案というものがまとめきれておらず、中間報告書としてきちんとまとまっているので、これでおさまっているような感じがするのですが、多様な学びの場を充実するということの一方通行で進んでしまうと、今のよう懸念が生じてしまうのではないかと思います。

これは私の考えであります、埼玉県は決してその多様な学びの場の方に子供たちを追いやるものではないということ、いわゆる通常の学級を支えるために、連続性のある多様な学び場の充実というのが大事なのだという形に、ぜひ最終報告書ではしていただきたいなというふうに思います。

これはちょっと補足ですが、今埼玉県内であまり聞かないのですが、全国的には自閉症・情緒障害特別支援学級の急増というのが実はデータの的にも出ておりまして、ある自治体では、決して1,000人規模の超大規模校ではなく、いわゆる500、600ぐらいの中規模程度の小中学校で、自閉症・情緒障害特別支援学級が10学級設置しているということがあります。

これは特定の自治体ではなく、結構いろいろな自治体でそういうような学級設置がなされております。

500、600ぐらいの規模の学校で、50人60人が自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍しているというような事態が実際ありますが、その子供たちが本当に自閉症・情緒障害の特別支援学級対象の障害のある子供たちなのかというところは、私はどう

も眉唾物だというように思うところです。通常の学級で学ぶことに困難さがあるということで、自閉症・情緒障害特別支援学級に  
というように、学びの場を変更しているのかではないかと。

これはきちんと実態調査をしたことではないのですが、私の考えから言うと、そういうような学びの場の設置の仕方は、ちょ  
と納得がいかないというように思っております。

埼玉県が多様な学びの場を充実させて、そのような形にならないというところを、方針として明確にしていきたいとい  
うところです。以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

全国的な状況はなかなか情報が入ってきておらず、今の話はちょっと衝撃的な数字を教えていただいたと思います。

子供たちのためにやろうとしていることが結果的に子供たちにとって幸せなのかということも、考えていかなければいけ  
ないとなんて思いながら伺っておりました。

ありがとうございます。

今の件では、私、以前長野大学というところで仕事をしていたときに、長野県の自閉症・情緒障害特別支援学級も当時、数  
はそんなに多くありませんでしたが、個々に応じた指導という観点で個別指導的に学んでおり、とても賢い子が多く、本人の希望  
している高校に行けるといったように、形としては整っていると思いました。

今の数字はもっていないので当時の話になりますが、それでも長野県は高校の中退がとても問題になっておりました。

つまり中学校3年生まで個別指導をしてきて、高校の40人学級で学んでいく。そこで子供自身にそういう力がついてい  
なかったということがわかったということが結構話題になったのを思い出しました。

今いろいろなアプローチの仕方があるので、埼玉の子供たちにどういうふうな環境を作ってあげるかというのは我々の責任  
だなのをつくづく思いながら、今の話を伺っておりました。ありがとうございました。

他に委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手を座長が確認)

小佐野委員お願いいたします。

(小佐野雅子委員)

特別支援学校長会の小佐野です。よろしく申し上げます。

3番の教職員の育成に関わってくることです。

今までのお話の中でも特別支援学校の教員はもっと力つけていかなければいけないなということを、何十年もいてすごく実感しているところです。しかし、現状として先ほど長江委員のお話にあったように、本当にいろいろなケースがあり、丸投げされても、特別支援学校自体が支えきれないというか、受けとめきれないような現状も今は本当に起きているというように思っております。

特別支援教育コーディネーターが頑張っているというお話は第1回の際にもしましたが、特別支援教育コーディネーターも大分年齢上がってきておりますし、もちろん管理職も上がってきていて、管理職も専門性を担保できていないという学校も多くあるのが現状であるというように思っています。

そんな中で、特別支援学校はスペシャルでなければ本当はいけないのですけれども、各学校の研修システムというか、育成方法についても苦慮しているような状況があります。

うちの学校で言うと150人の教員のうち50人ずつ変わっていくというような形も現状としてあります。

そのため、各学校における育成や、先生方の専門性を高めるための研修をどうやって組んでいくのかというようなプログラムというのでしょうか、そういったものがあるとよいと思います。

年次研修だけではなくて、学校単位でやらなければいけないところもどう組んでいいのかと苦慮しており、自分自身の反省も含めて、管理職も困っている状況があります。

今後もっと教職員の年齢が下がってきて、特別支援学校の専門性が担保できないような状況になってしまうようなことがあるのではないかと、とても心配しております。

なので、育成というところでは学校に任せて各学校で実施するというのがなかなか難しくなっているのではないかと思っております。ある程度の枠組みで、年間でこのぐらいの内容の研修はしなさいよ、というようなプログラムを作っていくと、初任者研修などだけでは、もう学校が立ち行かないというのを実感として思っておりますので、とても丁寧に各学校を作っていくと、この先何年持つかというような危惧がございます。

こうやったらいいのではないかと案は出ないのですが、実際のところ、とてもまずい状況というか、情けない話ではございますが、今後が見通せていないような状況も盛り込んでいけるとよいと思います。

まとめませんが、よろしく申し上げます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

特別支援学校は学校によって様々な実際があるのだなと思いました。

共通して言えるのは、最近学校数が増えたことかもしれませんが、人手を集めるのは大変だという現実もあるため、まず人をどう集めるか、そしてその先生方にどういう育成をすればいいか、いわゆる年次研修のような研修に加えてもう1つ、各学校の特色に合わせた研修をサポートできるような、何かそういうようなシステムっていうのも必要なのではないかと。

特に特別支援教育の専門性というのは深いですから、その辺を各学校にお任せしちゃうというのも限界があるのではないかとこの御意見だったと思います。

ありがとうございます。他に委員の皆様いかがでしょうか。

今、特別支援学校の校長先生からお話をいただきましたが、小学校、中学校の校長先生、どなたがいかがでしょうか。

(挙手を座長が確認)

ありがとうございます。

鈴木委員お願いいたします。

(鈴木美幸委員)

ありがとうございます。

小学校代表の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、この中間報告を拝見いたしまして、最後のページに管理職に求められる役割という項目がございました。

私、小学校の校長として今年着任させていただきましたが、いかに特別支援教育のニーズが高くて、その知識や経験がないと、学校全体を支えていくのが難しいのかということを感じている次第でございます。

教員は若く、支援を要するお子さんも増えている。その中で管理職がある程度のことを理解した上で、学校全体を見て、一人一人の子供の支援の仕方を教職員と共にやっていかないと、学校は太刀打ちできないということを考えております。

教員に任せるといって時代はとうとう終わってございまして、すべてにおいて管理職が関わっていかないとなかなか難しいと実感しております。

そのためにも、管理職に対する研修などの中で、新しい情報をわかりやすく、どんどん御教示いただくようなシステムがあるとよいということを感じております。

2つ目として、特別支援教育、特に自閉症・情緒障害の特別支援学級が多いということで、私もすごくびっくりいたしました。

本校も500人規模なのですが、自閉症・情緒障害特別支援学級が2クラスございます。今一番危惧しているのは、不登校がすごく多くなっていることでございます。

不登校までいかないまでも、不登校傾向にあるお子さんが非常に多く、その原因等をたどってみると、特別に支援を要するお子さんだった、これまできちんと支援をしてこられなかった、というのを感じている次第でございます。

不登校等と特別に支援を要するお子さんが、重なりあったところの支援が今通常の学級の中で難しいと感じております。

特別支援教育コーディネーター、それから特別支援教育の主任等も交えて、通常の学級と特別支援学級の両方向を見つつ、連携をきちんととりながらやっていくしかないというのを感じている次第でございます。

以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

文部科学省でも、特別支援教育を担う教師の養成のあり方等に関する検討会議が令和4年にまとめを出されておりますが、採用されて10年以内に教員は特別支援学級や特別支援学校での経験を積むことというのが提示されております。まだ実現には至っておりませんが、文部科学省でもそういう話題が出ており、これからの先生方に求められるようになってくるのかと思います。

また、大学においても、特別支援学校教諭の免許ではない教員免許を取るためには、特別支援の授業を受けなければいけないというようなことも大分入ってきています。時数的には少ないので、その授業だけでどこまで力がつくかという疑問はありますけれども、介護等体験での経験というものも求められてきています。

これからの先生方がそういった知識や経験を持つ中で、そういう先生方をうまくマネジメントできる管理職というのが求められている時代になりつつあるのかなと、今の鈴木委員のお話を伺って感じたところです。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(田沼良宣委員)

よろしいでしょうか。

中学校代表の田沼でございます。

櫻井座長さんから、先ほど制服の見直しなどを例にして、生徒自身の思いや考え、意思の表明、これが第一であるというような

お話があったと思っています。

本校の例をまずお話しさしていただきたいと思います。本校、熊谷市立富士見中学校ですけれども、通級指導教室の生徒を中心に学びのカルテというのを作成しているところでございます。

この学びのカルテには、各教科でどのような不安があるのか、どうして欲しいのか、座席の配慮や志望校、将来の夢などについて記入できるようになっています。

言うまでもなく、学びの主体は生徒自身でありますので、学びのカルテは子供たちの手から担任や教科担任に手渡し、その中で面談を行っていくという形をとっているというのが実態としてあります。これは何も障害のある子供に限ったことではなく、この学びのカルテというのは、本当にすべての子供たち、通常の学級の子供たちにも必要なものであるということは感じています。

それを実施に移していくための時間などの課題はありますが、考え方として生かしていく必要性というのは、強く感じています。

もう1点ですが、2番目の柱になりますでしょうか。

中間報告で言えば、12ページにある個別の指導計画の活用等についてでございます。

本校では、特に教育支援プランB、これが個別の指導計画に当たるわけですけれども、この計画の中に、これがここまではできるということについて記述を徹底しようということで、職員の共通理解を図っているところです。

そのため、交流で子供たちが各教科の通常の学級の授業に出たときにも、教科担任はそのことを十分把握し、ここはできるということについて意見を述べていく、そのことによって、次年度の修正も含めて個別の指導計画が作られていく、学校全体で作られていくということも行っております。

なかなか徹底ができないところもございますが、そういう気持ちで意思疎通を図っているところです。

この中間報告の中にも活用の方法という記述がございますが、どのような活用の視点を示すのかということも実際あれば、学校としても活用ができるのではないかと感じています。

ちなみに、これも熊谷市の野原教育長がよく言うことですが、特別でない特別支援を超えて望ましい支援だ。すべて望ましい支援、一人一人にとって望ましい支援という言葉にはすべてが含まれるんだ、こういうお話をよく強調されています。

本当にその通りだと、市内においても同じ考え方で臨んでいるところです。

以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

熊谷市立富士見中学校さんの通級指導教室を例にお話をいただきましたが、魅力的な学びのカルテでしょうか。

以前、富士見中学校さんの通級指導教室がテレビで紹介されたのを見たことありますが、当時、といっても大分前ですが、その頃は本当に積極的に通級指導教室を学校の中で位置付け、また通級指導教室に通っている子供たち一人一人を本当に伸ばすんだという思いがすごく伝わるような放送だったことを思い出しました。それが今でも続いており、そして今度は全校に広がってきているという話も伺って、とても素晴らしいと思いながら、今後の示唆という点では何らかの形で最終報告等にも反映したいというようなことを思いながらうかがわせていただきました。

ありがとうございました。

他に委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手を座長が確認)

高木委員、お願いいたします。

(高木学委員)

2回目ですみません。

今の先生方のお話の中で、自閉症・情緒障害特別支援学級ですとか、そういった特別支援学級を作っておられるところが多いということを聞いて、私も今びっくりしたところですが、自閉症スペクトラムにしても ADHD にしても程度がありまして、軽症の方で IQ が正常の方、機能がちゃんとある方は、私はもうできるだけ通常の学級でやっていただきたいと思います。

その中で担任の先生の御理解はすごく大きいと考えておりますが、先生方の中には、みんなどの子供も同じだけの努力をすれば同じレベルまでいけるというように考え、それができない子は努力が足りないと決めつけてしまうようなこともあるように思います。個々一人一人、もちろん発達障害の方もそうですけれども、どの子さんにも適性能力というものはありますので、決して努力が足りなくてできないのではなくて、そのお子さんには非常に苦手な面があると。

まずは最低限、先生方にはそういったこと、お子さんはすべて同じだけのレベルではないということをまず頭に置きながら、お子さん方に接していただければ、ある程度のお子さんは通常の学級を選択することができるのではないかと思います。よろしくおねがいします。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

学校の教員というのは、つい子供たちに対して平等な視点でやろうとして、欠けているものは伸ばしてみんなと同じようにすることを目指すべきだと思いがちなのですけれども、これだけダイバーシティと言われ、多様な時代になってきた場合には、一人一人が個々に応じて公平感というのでしょうか、公正感のあるような学級づくりをしながら、みんなと同じでない部分がありつつも、通常の学級の中でこのように伸びている、というような実感を持ちながら、学校教育を送れるような、若い教員の姿勢も大事であるということを今伺いながら思いました。

ありがとうございます。

特別支援学級の話が多くなってしまいましたが、新井由美子委員いらっしゃいますか。

特別支援学級設置校からの代表の委員さんということで伺っております。

いかがでしょうか。

(新井由美子委員)

はい。そうですね。

やはり本校も含めまして、埼玉県は自閉症・情緒障害特別支援学級が急増しているというところがあります。

通級指導教室の設置も各市町村で増やしている状況もあります。

本校は児童数340人規模の学校なのですが、それでも自閉症・情緒障害特別支援学級が2学級あり、在籍数満員という状況で、やはりニーズが高いお子さんがたくさんいると感じております。

深谷市には各小中学校19校ありますが、校内教育支援センターということで、校内にアプローチルームというものを設置しております。そこで不登校児童であったり、不登校傾向の子供については面談したり、教育支援計画を作りながら、すべてを特別支援学級に移行するのではなく、学びの場を増やしているという状況でございます。

本校も比較的多くの、未然防止も含めながら早目な対応しております。

その中でも教育的支援が必要なお子さんについては、心理士さんに繋ぐといったように、関係機関と連携を進めることができます。ニーズに合わせた支援により教室に復帰ができる子どもいれば、継続的に支援を進めていこうという子どもおりますので、深谷市ではニーズに合わせた学びの場を増やしております。

話の焦点が少々ずれてしまうかもしれませんが、私個人的な思いの中で連続性のある多様な学びの場というところで話をさせていただくと、私は特別支援教育にも携わっていたので、特別支援教育コーディネーターに特別支援学校の高校内分校の説明会に参加させています。

そこで、中学校に向けてどのような指導をしていけばよいか、目の前の子供たちにどのような力をつけさせていけばよいか、ということを考え、3年間しかない中学校において強みを生かしていくために、小学校でしっかりとその先を見越しながら進めていくという取り組みを進めながら、少しずつ市内に広めていければと考えています。

保護者にもその視点を伝え、保護者も情報収集することによって、子供の学びの場の選択肢が増えますし、今何がこの目の前の子供のよいところが伸ばせるのか、あるいは障害のこの部分をどうやって克服させていこうかというところにも繋がっていくと考えます。

そして、人材育成についてですが、本校には本当に若い教職員が多く、初任からもう4年目までずっと2人ずつぐらい入っておりますので、本当に中規模、小規模に近い学校なのですが、人材が若くなっているからこそ、特別支援教育の視点を、学び合うことがとても大事になってきています。

できれば、校内研修に使えるプログラムみたいのがあると良いと思います。

特別支援学校の先生に来ていただくこともあるのですが、日程が合わないこともございますので、できればそういう研修プログラムをしっかりと現場に投げてもらって、そこでみんなで一緒に研修をしながら、同じ場で学び合えるような場所が各学校で作られていけるといいだろうなど。

そうすれば、先ほどのお話にもありましたように、みんな一斉にやればできるのではなく、子供には特性があって、あるいは特徴があってその学び方も違うのだ、ということを感じ取れるようになり、先生方による学級経営がより良くなっていく、醸成されていくのではないかと考えております。

特別支援教育推進のためにもこんな研修していくとよいという枠組みのようなものができると、現場としてはとてもありがたい、より進めていけるのではないかと考えております。雑駁になりましたが、以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

今、新井由美子委員から高校内分校の話が出ましたが、少々わかりづらかったかと思っておりますので、共有いたします。埼玉県では高校内に、特別支援学校の分校が13校設置されております。

今までですと、中学校3年生が終わった段階で高校に行く、特別支援学校に行くという選択肢があり、その特別支援学校の中でも、小中高と繋がる特別支援学校もあるけれども高校だけの特別支援学校もあるといった選択肢が中心でした。

しかし、この数年の間に急激に、高校の中に特別支援学校の高等部だけの分校を設けようということになり、その校数を増やしております。

実は今これは結構人気が高くて、すごくいい感じで展開をしているということで、今回が始まる前も事務局の先生方とそういう

話をしたことところでした。

新井委員は小学校の校長先生ですから、小学校の段階から地域には高校内分校があるんだよということをお子たちにも伝えるために、まず特別支援教育コーディネーターが把握できるように特別支援教育コーディネーターを派遣し、学んできたものを子供達や保護者にお伝えし、小学校から中学校の3年間でしっかり力をつけて高校内分校行こうという目標を持たせると、そういう話だったのかなと思います。

中学校の先生方でした当たり前のように見学に行くかもしれませんが、小学校でされているというのはすごく新鮮なお話で、すばらしいなと思いながら伺っておりました。ありがたい情報いただいたような気がします。

ありがとうございました。

その他の委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手がないことを座長が確認)

例えば、委員の皆様の中には違ったお立場があるとは思いますが、子供たちを支える、子供たちを守るという視点でしょうか。中央児童相談所の木立委員さんいかがでしょうか。

(木立美紀委員)

中央児童相談所の木立です。

いろいろお話をお伺いした中で、先生方が先々の自立を見据え、強みを考えて子供たちを見ていくところ、すごく感銘を受けてお聞きしておりました。

その先生方の研修がどのような形でプログラムされているのかわからないのですが、先ほどのお話の中の自閉症スペクトラムのお子さんの自閉症・情緒障害特別支援学級がかなり増えてきたというところで、やはりそういった学級を希望される方も多いただろうなというふうに感じております。

そういった学級運営されていく中で、自閉症のお子さんに対してどのようにわかりやすく伝えていったらいいだろうかとか、パニックになったときどう気持ちを落ち着かせていったらいいだろうかとか、そういったノウハウを、学校からお伺いしたこともありました。

学校をお伺いした際にいろいろな取り組みをお聞きすると、とてもいい工夫をされてらっしゃるところもありまして、そういったところを学校間で共有できるようなプログラムなどがあると、とても役立つのではないかなと思います。

感想も含めてお答えさせていただきました。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。木立委員、1つ伺ってよろしいですか。

たくさんのお子さんの事例を通して学校教育との関わりをされているわけですが、やはり今御指摘いただいたような点は一般的にまだまだ課題なのか。それとも、結構学校によって温度差があるよというような感じで受けとめられていらっしゃるのか。どうでしょうか。

(木立美紀委員)

すべての学校にお伺いしているわけではないので、わからないところもございますが、お話をお伺いしたときにとても工夫されている学校もありましたので、そういった工夫などが他の学校でも共有される機会があるのか、その辺りが気になっていました。

実際には、学校に行って、取り組みを教えていただく機会自体がそこまで多くないので、お答えになっているかわからず恐縮です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。お話しにくいことを伺ってしまったような気がしますが、どうしても学校は校内で完結してしまうところがありますので、外からのそういう視点というのは新鮮です。

どの学校もそれぞれ努力されていますけれども、これでいいんだ、みたいに納得できるところも多分あるだろうと思いますので、とても貴重な御意見いただきました。

ぜひ積極的に取り組んでいる学校のノウハウや文化を他の学校にうまく伝えられるような、そういったシステムができればいいという御指摘ありがとうございました。

他には名越委員に伺ってよろしいでしょうか。

たくさんのお学校を御覧になっていらっしゃるわけですが、ここまで中間報告という形でまとまってきたものを、最終報告にブラッシュアップしたいと思います。

先ほど長江委員から全国的な話も出たわけですが、埼玉県に特化して、どんなところに手を入れたらいいでしょうか。

(名越齊子委員)

はい。ありがとうございます。

埼玉県全般を掴んでいるかという点、そこは県教育委員会の先生たちにお聞きしたほうがよいと思いますが、先ほど長江委員が

おっしゃっていた学びの連続性という名のもとで、いろいろな学びの場が増えていくこと、それ自体はとても好ましいことではありますが、一方で通常の学級で対応できる多様性の幅が小さくなっているということは、実は私も感じています。

うまく学びの場の増設がプラスに作用している学校もありますが、そうではなく、ちょっと対応できないとあちらへ、というように、通常の学級でうまく包み込まれない子供が増えているような懸念もあります。

それはもしかしたら若い先生が増えてきている中で、短期的にはやむを得ないことなのかもしれないと思いながらも、少々違うではないかとも思っております。

また、熊谷市富士見中学校の学びのカルテの取り組み、とてもすてきだと思っています。

私は大学で学生に対応している立場で、そういう何らかの特別な障害のある学生さんへの合理的配慮というのはものすごく重視されています。

小中学校までの合理的配慮は、割と先生方が主導で進めており、保護者の要請があればいいですけれども、特別支援教育なのか、通常の配慮なのか、合理的配慮なのか、そんなに区別されずに実践されているような印象を受けます。

それはそれで悪いことではないと思いますが、高木委員がおっしゃっていたように、同じ発達障害でも非常に幅があります。全員が高校進学や大学進学をするものではないですけれども、一旦義務教育あるいは高校の場を出た後は、合理的配慮も本人が申請して取りに行く必要が生じてきます。

必要だと思っても、嫌かもしれないので、我々教員から提供できないわけです。

その時までには、彼らが自分の特性だとか、学び方の理解に加えて、交渉していく力というのはそれなりに必要で、そこを念頭に置いて、小中学校でも取り組んでいくということも、とても大事ではないかと思えます。

だからこそ、例えば通級でそういう適した指導を受けて、理解ができて自分に合った学び方がわかるだけではなく、学びを通常の学級で合理的配慮として実現させていくプロセスにちゃんと子供が関わるといったことだとか、いろいろな学び方に応じた柔軟性が通常の学級にあるということを経験してもらわないと、後々高校を卒業した後に本人たちが困ってしまうということを感じています。

中間報告まとめのときに私は書面で意見を提出させていただきましたけれども、その学びの連続性を通常の学級を軸として展開していくということがあるのであれば、通常の学級の中でいかに多様性に応じるような幅を持たせた対応をできるようにしていけるかが重要であると考えます。

例えばいろいろな意見を言って制服を変えると話もありましたけれども、子供たちが先生に意見を言い、それで環境を変えて教育がよりよいものになっていくということが実現するといいですし、先生側も意見を言われて、それに応じていくというマイルドを持つことなどが、きっと必要になってくると思いました。

櫻井座長の御意図どおりの回答だったかわかりませんが、以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

この場ですので率直に申しますが、どうしても教員は今までの成功体験というか、今までのスタイルというものがあるものだと思います。それですべての子供たちがうまくいっているというのは教員のおごりであって、学校に来られない子供たちが増えたりするような現実があるわけですが、例えば自分のスタイルに合わない子は排除するというような、そんな雰囲気は学校にはあるように名越委員は感じることはありますか。

(名越齊子委員)

あるかないかと言われたら、あります。

しかし、すべての学校や学級でももちろんあるわけではなく、精一杯頑張っているし、先生たちもまたそういった教育を受けてこられた方たちだと思います。

1つの先生のやり方に合わせることを、教育として知っているというか、他の方法にそれほど接してこられなかった若い方たちも多いゆえのことなのかなとは思っています。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

先ほどの木立委員そして名越委員から、それぞれ違う専門家ではあられますけれども、違う視点から学校見るとこういうふうに見えるところもあるんだというお話もいただいたように思います。

本日は教育長のお立場でお仕事されている委員の方が2名いらっしゃいます。

町全体の学校を御指導いただいているお立場かと思いますが、関根委員、いかがでしょうか。

(関根光男委員)

はい。ありがとうございます。

自閉症・情緒障害特別支援学級のお子さんや不登校のお子さんが大変増えている現状の中で、やはり特別に支援を要するお子さんに対する指導というものを広くとらえますと、すべてのお子さんを望ましい姿に変容させるための支援と捉えます。

そう考えると、特別支援教育の素養を、教員あるいは管理職につけていくということが重要になってくると思います。

先ほどから教頭の特別支援学校教諭免許状の取得とか様々な意見が出ておりましたが、今後の特別な支援を要するお子さんの増

加を考えると、早めに実行に移さなければますます大変になってしまうと感じました。

また、1番に関するのですが、障害のない子供とある子供が可能な限り共に過ごしていく条件整備を考えると、埼玉県の場合の支援籍学習が重要になると思います。これに対しての中間報告を見ますと、やはり障害者理解が十分でないとか、成果はあるが地域との交流に広がりがないのではないかと、など書いてありました。支援籍学習を形骸化せず、もっと充実したものにしていく必要があると思います。

特に障害のあるお子さんが通常の学級に入る場合、受け入れている学校側の障害のないお子さんに、支援籍学習の意義、目的などをしっかり理解させる中で、また1つ充実したものになっていくのではないかと思います。

支援籍学習は、全国でもかなり特筆すべき取組だというお話もお伺いしたので、考えていく必要があると感じたところでございます。

まとめませんが以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

支援籍学習の件では、受け入れ小中学校の準備や実施の際のねらいを明確にした方がよいということだと思います。先ほども他の委員さんから高校内分校の話がありましたが、高校内分校が始まった頃はどこかよそよそしい交流が多かったのが、最近は一体感があるというか、すごくこなれ始めているように思えますので、そこにもヒントがあるのかもしれないと思いながらお話を伺いました。

ありがとうございました。

それと、やはり教育長さんの立場で特別支援教育の素養についてお話をされたかと思いますが、管理職も含めて先生方に素養をつけていく必要があるということでした。あまり悠長なこと言われてはならず、早め実践に移していかないといけない時期なのではないかという話は、切実感というのでしょうか、何かそういう形で表現ができたらいいと思いながら伺いました。

ありがとうございました。

同じように教育長をされています、岩田委員、今日は途中から御参加ということで事前に中間まとめについての御意見をいただきましたが、ここまでお話を聞いていただいてどのような御意見をお持ちでしょうか。または日頃からお考えになっていることなどございましたら教えていただければと思います。いかがでしょうか。

(岩田泉委員)

はい。どうもありがとうございます。

委員の皆様それぞれの立場からの実態を踏まえた、あるいはこれから先の状況を見据えた御意見をお聞きし、そうだよな、と思うところを非常に感じているところでございます。

通常の学級、特別支援学級との関係で、とりわけ通常の学級の中で多様性に富んだ子供たちが一緒になりながら学んでいくようなインクルーシブな姿をさらに充実・発展させていくことが、より必要になるのではないかというお話を伺いましたが、義務教育の小中学校というのは社会の縮図であります。

高校以上になると、特性の専門的な部分がそれぞれ分かれていってしまいますが、公立の小中学校というのは、地域に住んでいる子は全部受け入れなければいけない状況でございます。

そういう中で特別支援学級にずっと預けっ放しというか、なるべくそちらに行ってもらおうように考えているというようなお話もありましたが、特別支援学級ではなくて通常の学級で、いろいろな子供たちと交流しながら、その地域で住みながら人間関係も保ちながら大人になっていって、またその地域の中で生きていけるといえるのは、支援籍学習の考え方、精神そのものだと思います。

それをもっと小さくしていけば、小中学校の通常の学級に多様性に富んだ子供たちが存在するという話になってくるのだと思いますが、私が考える域を超えないのですけれども、担任の教員、担当の教科の教員1人で多様性に富んだ学級を教科経営あるいは学級経営していくというのは、無理なんですね。

そんなに幅広く力量を持った教員というのはそんなにいません。

とりわけ若い教員、経験の不足している教員はパニックになった子供に対して、対応しなければならなくなったときには、他の39人の子供は対応できなくなってしまう。

普通の授業ができるようにしながら、特別支援学級にいる子も、あるいはそこまでいなくても通常の学級で学びたいという保護者の親御さんの思いを実現するためには、いわゆる支援員さんとか補助員さんとか、そういった方々を充実していかなければできないのだろうなと思います。

ちなみに数値は今日手元にはないのですが、桶川市では長らく教育指導補助員制度というのをやってきておりまして、これは理科だとか図書館だとか、今だとICTだとかそういうもの全部含めての話になりますが100人ちょっと超えるぐらいの人数がおります。

県費負担教職員の数が300人程度になりますので、3分の1程度の補助員や支援員の人が入ってもらっているというような状態です。

おそらく他の自治体でも数はバラバラだと思いますが、そういう補助員や支援員の先生たちが入っているものだと思います。

そういう人たちを増やしていき、長く5年も10年もやっている、子供の特性などを担任よりも知っているというような状況が出てきますので、そこを充実させていくようなシステムが必要だと考えます。

例えば市町村負担というのはとても厳しい状況でありまして、なかなか予算を獲得するのも非常に苦しみながらやっている

ころなのですけれども、国、県等々でそのあたりにもう少し色付けをされるといいでしょうか、背中を押してくれるようなことが増えてくると、通常の学級でいろいろなお子さんが一緒に学べる場がより一層広がるのではないかと思います。

そこで、今後そういうようなことが提言等に少しでも入ると嬉しいと思うところでございます。

以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

300人少々の先生方がお勤めされている桶川市全体で、100人あまりの教育指導補助員の方に応援をいただいているということをして市費負担で展開されているというのは、数を聞いて驚きました。

正直言いまして、教員3人に1人ぐらいの割合でそういう立場の方が学校に今入っており、そういった補助員たちのお力によって今成り立っている部分も大きいんだなというのを再認識させていただきました。

ありがとうございました。

最後になりますけれども、PTAを代表して新井孝太郎委員。保護者の立場として、また先ほどお話いただいた中で弟さんが特別支援学校に通われていたということで、身近で特別支援教育を御覧になってきたということだと思いますが、いかがでしょうか。

今までの話を踏まえて、またその他お持ちの御意見などいただければと思います。

(新井孝太郎委員)

貴重なお時間ありがとうございました。

委員の皆様のお話をうかがいまして、それぞれの立場や教育現場のお話も身近に感じさせていただきました。

私自身の弟も障害者でありまして、聴覚障害と少し知的障害も入っていた部分もありまして、当時の教育では特別支援学級に入れるのは難しいだろうということで、学校側ともいろいろ丁寧にお話をさせていただきながら、特別支援学校に通わせていただいております。

現在は卒業しまして、作業所等に電車で通いながら働かせていただいているという現状になっております。

今回は特別支援学級の方のお話ということなので、卒業してからどうこうというのでもないのですけれども、やはりそういう特別支援というか、障害を持った子供たちが働く環境においても、現状としては定期代だけで馬鹿にならないという部分もあります。

そういった社会的全般で見ると、卒業してからの問題も考えていかなければいけないという部分も、私自身は痛感しております。

また、先ほどにもあったとおり、資料も教育委員の方に配布していただいているとのことでした。

私自身も現在長瀬町の教育委員という立場でお世話になっておりまして、長瀬町としても、今年小学校が合併したということもあり、子供たちの環境も変わってきております。

小学校統合の1年目ということで、校長先生や教頭先生、特別支援学級の先生も含めて御意見を伺いながら、町としてもそうですし、今後の第4回に向けてのこの審議もありますけれども、私も現場の保護者の立場から、悩みを抱える子供と障害を抱える子供たちが、どうやったら楽しくみんなで仲良くインクルーシブな学校がつかれるかという部分も踏まえて考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

本日も委員の皆様からたくさん、そして率直な御意見をいただいたような気がします。

本当にありがとうございます。

会議録作成及び本日の意見のとりまとめについては事務局の方でお願いします。

まとまったところで私にも連絡をいただき、事務局と一緒に最終報告(案)を作っていくたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

この会議1回目のときに、委員の皆様からとてもいろいろな角度からお話をいただき、とてもありがたく、逆に言うとまとめるのが大変というようなところも正直なところありました。

しかし、こうやって少しでも埼玉県の子供たちのために、または教職員も含めた学校現場、教育の実践に繋がるような最終報告(案)ということで、精一杯作らせていただきたいと思います。

また1月の下旬あたりに皆様に御提示するタイミングがありますので、そこで皆様の御意見をいただきながら、ブラッシュアップする時間をとりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

長江委員が挙手されておりますね。どうぞ長江委員お願いします。

(長江清和副座長)

すいません。

もう会議終わりというところで申し訳ございませんが、もう1点。今日のお話の中で、通級指導教室について触れられていなかったもので、それについてもぜひ検討の課題として入れていただきたいと思います。

中間報告書では、通級指導教室の重要さは触れられておりましたが、今後の整備の方向性について触れられていないと思ひまして、いわゆる通級指導教室を全校に設置していく方向でいくのか、または全校設置は難しいので拠点校の巡回型で整備していくの

か。在籍校において通級による指導を受けられる条件を整えていくということは、必要不可欠なとこだと思います。

先ほど私が申し上げた自閉症・情緒障害特別支援学級の急増というところは、通級指導教室の整備が追いついていないところで起きていることではないかと私は思っております。

先ほど高木委員からも、なるべく通常の学級で学べる条件整備をという御意見があったと思いますが、私も同感でございまして、通級指導教室の整備についてぜひ検討課題に1つ入れていただきたいということで、会議の終わりのところで挙手してしまいましたどうかよろしく願いいたします。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

通級指導教室についての整備というのはすごく重要性がありますが、どういう形でその専門家を確保するかということもありますし、また加えてどう運営をするかという点もありますし、埼玉県の実現を踏まえた上で、できないことを言っても仕方がないので、私なりにもちよっと考えて、最終報告(案)で形にしたいと思っておりますので、また御意見いただければありがたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

では、今日こういう場で皆様にこうやって御意見をいただきまして、長江委員から最後にまた挙手をいただきましたけれども、多分この後もう少し時間があれば、まだまだ御意見が出るのかと思っておりますが、ぜひこの後、御意見を共有しきれなかった点や、また気づかれた点がありましたら、事務局の方に何らかの形で連絡をいただければ、それを参考にさせていただきながら、最終報告(案)を作りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この辺り、事務局の方で対応していただく方法はありますか。

(特別支援教育課)

はい。

それでは会議終了後の意見の追加についてお知らせさせていただきます。

本日の会議終了後1週間以内、11月7日木曜日までに任意書式にて御意見をいただければと思っております。

なお、意見を整理し、座長に報告するにあたり、お問い合わせさせていただくことがございますので、御承知おきください。よろしく願いいたします。

(櫻井康博座長)

少々よろしいですか。

意見の提出については、今まで資料等を送付していただいているメールアドレスに送付すればよろしいですか。

(特別支援教育課)

はい。お見込みのとおり、資料等を送付させていただいているメールアドレスに送っていただければと思いますので、お願いいたします。

続いて、最終報告（案）作成にあたって皆様に2点ほどお諮りしたいことがございます。座長よろしいでしょうか。

(櫻井康博座長)

はい。

お願いいたします。

(特別支援教育課)

本日いただきました御意見を参考に、座長には最終報告（案）作成をお願いしたいと考えております。

まず1点目でございます。

最終報告（案）の確認は座長との打ち合わせにより、第4回の会議において行う予定としております。

第4回の会議を円滑に進めるために座長と相談させていただいたところ、最終報告の素案の段階で委員の皆様にも共有させていただきまして、第4回会議に座長に御提示いただく最終報告（案）を完成させるための参考意見をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

時期といたしましては、年末にかかる時期のお願いになるかと存じます。

御協力をお願いできますでしょうか。

意見の送付につきましては、あくまで任意とさせていただきたいと思いますので、御意見のある方は、リアクションボタンで教えてお知らせいただければと思います。

(櫻井康博座長)

申し訳ございません、第2回の書面会議のような形できちっとした会議すれば、こういうふうをお願いしなくてもいいのですが、やはり最終報告を作るにあたって全員の方でなくていいと思いますが、コメントをいただける方はぜひコメントをいただきたいということで、私の方からも事務局の方をお願いをさせていただいた経緯があります。

よろしくお願いいたします。

(挙手がないことを事務局が確認)

(特別支援教育課)

それでは皆様の御了承いただけたということですのでよろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは座長と時期を再確認いたしまして、事務局から最終報告の素案を送付させていただきます。

素案に対する御意見を事前に頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて2点目でございます。

座長とも相談させていただき、中間報告(案)作成と同様に、最終報告(案)作成にあたっては、座長一任を承認していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。ここでお諮りしたいと思います。

最終報告(案)作成にあたり、座長一任について承認することに御異議のある方はリアクションボタンでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

(挙手がないことを事務局が確認)

うなずいていらっしゃる方もいらっしゃいますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは御異議なしとしまして、座長に一任のもと、最終報告(案)作成についてお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。以上です。

(櫻井康博座長)

御一任いただきまして、ありがとうございます。

座長として頑張りますので、よろしくお願いいたします。

ここまで中間まとめできましたので、これを先ほどいろいろな御意見いただきましたので、やはり深めるのとともに、実効性のあるものにしたいと考えております。

また、委員の皆様からは、なるべく早くというようにタイムスケジュール的なこともお話があったような気がします。

タイミングを見計らって、現場でも使えるようなものという形をお願いできるものはしていきたいと思いますので、そのような視点で最終報告(案)の素案についても事務局とともに、力をお借りしながら作っていきたいと思っています。

また、事務局から皆様に御提示いたしますので、御意見や御質問等ありましたら、事務局を通じてお知らせいただければ修正していきたいと思えます。

第4回が1月の下旬ということですので、もう本当に時間がないところに来ております。

年末年始でお忙しいところだと思えますが、ぜひ御協いただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

では続いて連絡ということで、事務局からお願いいたします。

(特別支援教育課)

はい。

先ほど座長からありました第4回の会議についてでございます。

第4回の会議につきましては、令和7年1月30日木曜日の14時から16時で、Web上にて開催いたします。

年明け1週間前を目安に最終報告(案)を資料として送付させていただこうと思えますので、事前にお目通しいただき、会議に臨んでいただければと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(櫻井康博座長)

それでは議事は以上になりますので、事務局へお返ししたいと思います。

今日は10月31日ということで、明日からもう11月になります。

多分これから日に日に寒くなるのかと思えますけれども、委員の皆様、どうぞ御自愛いただければと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

(特別支援教育課)

櫻井座長ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第3回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議を終了といたします。

ありがとうございました。